

# 国民健康保険 国民年金 問合先 国保年金課

## 平成29年度 国民健康保険料率 賦課限度額が改定されます

国民健康保険制度では、みなさんの医療費を保険料などで負担しています。

今年度の保険料率はみなさんのご協力により、据え置きとなりましたが、介護分の賦課限度額を10万円から13万円に引き上げました。負担保険料を抑えるためにも、今後も健康維持に気を配り、医療費を大切に使うよう

### 平成29年度 国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	平成28年中の基準総所得金額に対して	9.5%	2.9%	2.5%
均等割	被保険者1人あたり	27,120円	8,400円	8,880円
平等割	1世帯あたり	20,760円	6,360円	5,040円
賦課限度額		54万円	19万円	13万円

ご理解ご協力をお願いします。

#### 【介護分保険料】

40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料があらわして賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人は、40歳到達月の翌月に介護分保険料が加算され、納付する保険料が変更となります。

来年3月までに65歳に到達する場合は、到達月の前月までの介護分保険料を10回の納期に分割し納付通知書に含めています。

#### ■納付通知書を6月中旬に送付

【特別徴収（年金天引き）】  
次の条件をすべて満たす場合は、原則として世帯主の年金から保険料を天引きします。

#### 対象条件

- 世帯主が国民健康保険加入者で今年度中に75歳に到達しない
- 平成29年4月1日現在、国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の世帯である

#### ●世帯主（納付義務者）の特別

徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給している場合は、年金の合計が年額18万円以上でも特別徴収にならない

とがあります。また、特別徴収対象でも介護保険料の決定により、特別徴収から普通徴収に変更となる場合があります。

#### 【普通徴収】

納付書や口座振替で納付します。納期は6月～翌年3月の各月（全10回）です。全納と各期別の納付書（単票式）を納付通知書に同封しています。納付前に全納分が各期分かを確認し、必ず納期限内に納めてください。

□座振替で納付している場合は、指定口座の残高確認をお願いします。



### 国民健康保険料の納付

#### ■納付は必ず納期限内に

保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金をあわせて納めていただくことになります。

また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押えることもあります。保険料は納期限内に納めましょう。

#### ■便利な口座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則□座振替での納付をお願いします。□座振替による保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。

また、保険料の還付が発生した場合には、□座への振込で還付しますので、還付のたびに申請や来庁の必要もありません。

国保年金課窓口では、専用端末機にキャッシュカードを通して暗証番号を入力することで、□座振替の手続きができます。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く）

※一部取り扱いきれないカードもありますので、詳しくは問い合わせてください。

#### ■納付相談を受け付けています

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、分割での納付などができます。また、

事情により減免される場合もありますので、早めに相談してください。

#### ■国民健康保険料が

コンビニで納付できません  
バーコード付の納付書であれば、納付書裏面に記載したコンビニエンズストアで、曜日や時間を気にせずに納付することができます。

#### 【次のような納付書は

- 「コンビニで利用できません」
- バーコードが無い
- 金額が訂正されている
- 傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない
- 1枚の金額が30万円を超えている

※これらの納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用してください。



## 国民年金の任意加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人（60歳未満の老齢・退職年金の受給権者除く）は、国民年金に加入し保険料を40年間納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

しかし、国民年金に加入しなかった期間・保険料を納め忘れた期間・免除された期間があるために、満額の老齢基礎年金（平成29年度779,300円）を受けることができない人や、年金を受けるための必要な期間（\*）を満たしていない人で、次のいずれかに該当する場合は申請日から任意加入することができます。

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人 ※老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は除く
  - ②60歳未満の老齢（退職）年金受給者
  - ③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
  - ④日本国内に住んでいる65歳以上70歳未満の人
  - ⑤海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人
- ※④⑤については昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢（退職）年金を受けるために必要な期間を満たしていない人に限る



（\*）必要な期間…保険料を納めた期間と免除（一部免除は納付期間）された期間を合計して原則25年以上（平成29年8月1日からは10年以上）

**必要なもの** 年金手帳（または基礎年金番号通知書）、預貯金通帳と届出印（任意加入時の保険料の納付方法は原則口座振替）  
※戸籍謄本などが必要な場合もあります。詳しくは問い合わせてください。

## 各種相談の案内

気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたるときは変更する場合があります。

- ◎法律相談【予約制】  
月曜日（第2月曜日除く）、第2水曜日  
13:00～16:35  
市役所1階相談室（問合先：人権推進課）
- ◎労働相談【予約制】  
第2木曜日 13:00～15:00  
市役所1階相談室（問合先：人権推進課）
- ◎行政相談  
第3月曜日 13:30～16:00（受付は15:30まで）  
市役所会議室（問合先：人権推進課）
- ◎人権擁護委員による人権相談  
第3月曜日 13:30～16:00（受付は15:30まで）  
市役所会議室ほか（問合先：人権推進課）
- ◎総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）  
●月～金曜日 9:30～16:30  
人権推進課  
南部市民交流センター本館（☎466-6464）  
北部市民交流センター本館（☎464-5726）  
まちの活性課（就労支援のみ ☎469-3131）  
●月～金曜日 9:30～16:30  
公益社団法人 泉佐野市人権協会  
（☎458-7444）  
●第3土曜日 10:00～12:00【予約制】  
申込・問合先 その週の月曜日までに人権推進課へ
- ◎女性のための電話相談（☎469-7402）  
第1～4水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00  
問合先 いずみさの女性センター  
（☎469-7125）
- ◎女性の悩みの相談（面接）【予約制】  
相談日・時間は予約時に問い合わせてください。夜間相談あり  
問合先 いずみさの女性センター  
（☎469-7125）
- ◎経営相談【予約制】  
6～11月の第2・4火曜日（12～2月は変則）  
13:00～17:50 消費生活センター  
（問合先：まちの活性課 ☎469-3131）
- ◎消費生活相談  
月～金曜日 9:00～16:30  
消費生活センター（☎469-2240）
- ◎司法書士総合相談【予約制】  
水曜日 13:30～16:30 消費生活センター  
申込 大阪司法書士会（☎06-6943-6099）  
受付 月～金曜日 10:00～16:00
- ◎行政書士相談【予約制】  
第4金曜日 13:00～16:00 市役所1階相談室  
申込 大阪府行政書士会泉州支部  
（☎483-7373）
- ◎税務相談  
第3水曜日（2・3月除く）13:00～16:00  
市役所1階相談室（問合先：税務課）
- ◎国保夜間納付相談  
第3木曜日 17:30～20:00 国保年金課
- ◎後期高齢者医療保険料納付相談  
第3木曜日 17:30～20:00 国保年金課
- ◎家庭児童相談（☎463-1937）  
月～金曜日 9:00～17:00
- ◎子どもフリーダイヤル（☎0120-510-783）  
月～金曜日 9:00～17:00
- ◎育児相談  
●月～金曜日 9:00～16:00  
泉佐野すえひろ保育園（☎466-5826）  
●月～金曜日 10:00～16:00  
地域子育て支援センター（☎469-3700）
- ◎子育て電話相談  
鶴原保育園（☎463-0065）  
月～金曜日 10:00～16:00
- ◎母子・父子・寡婦家庭の相談  
月～水・金曜日 9:00～17:00 子育て支援課
- ◎教育相談  
●さわやかルーム（☎463-5933）  
月～金曜日 9:00～15:30  
●シャイン（☎464-8750）  
月～金曜日 10:15～15:30
- ◎身障者相談  
第2・4金曜日 13:00～16:00  
社会福祉センター2階（問合先：障害福祉総務課）
- ◎知的障害児（者）よろず相談  
第4金曜日 10:00～12:00  
社会福祉センター2階（問合先：障害福祉総務課）
- ◎心配ごと相談  
月曜日 13:00～16:00  
社会福祉センター2階  
（問合先：社会福祉協議会 ☎464-2259）
- ◎高齢者相談  
月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター2階（問合先：地域包括支援センター ☎464-2977 Fax462-5400）
- ◎障害者相談  
月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター2階  
（問合先：基幹相談支援センター あいと ☎464-3830 Fax462-5400）
- ◎高齢者・障害者の権利擁護に関する相談  
月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター2階  
（問合先：泉佐野市権利擁護支援センター【社会福祉協議会内】☎464-2259 Fax462-5400）
- ◎赤ちゃん相談【予約制】  
第3水曜日（6月は第4水曜日）  
奇数月 9:30～12:00  
偶数月 13:00～14:00  
健診センター（問合先：健康推進課）
- ◎健康相談・栄養相談【予約制】  
第3火曜日 9:30～12:00  
健診センター（問合先：健康推進課）
- ◎肝炎ウイルス検査【予約制】  
第1水曜日（祝日除く）9:30～10:00  
泉佐野保健所（☎462-7703）
- ◎HIV即日検査（匿名可）  
第1・3月曜日（祝日除く）13:00～14:00  
泉佐野保健所（☎462-7703）
- ◎風しん抗体検査【予約制】  
第1・3月曜日（祝日除く）10:00～11:00  
泉佐野保健所（☎462-7703）
- ◎こころの健康相談（アルコール依存症・認知症含む）【予約制】  
月～金曜日（祝日除く）9:00～17:45  
来所の場合は電話で予約してください。  
泉佐野保健所（☎462-4600）
- ◎医療に関する相談  
月～金曜日（祝日除く）9:00～16:00  
泉佐野保健所（☎462-7701）